

小平第3住宅に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：貸与の対象者の見直し及び宿舍使用料の金額表記の基準を統一することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(2) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則の適用を受ける継続雇用職員</p> <p><u>(3) 東京多摩地区連合宿舍等の維持、管理及び運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条に定める機関（以下「連合機関」という。）の役職員（協定書第2条第1項第6号から第11号までに定める機構の本部（以下「機構本部」という。）の役職員を含む。）</u></p> <p><u>(4) 前3号以外で学長が特に認めた者</u></p> <p><u>2 前項第3号の連合機関又は機構本部以外の機関から、当該機関の役職員を入居させたい旨の申出があった場合は、別途協議するものとする。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p>第4条 宿舍使用料及び駐車場使用料の月額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 宿舍使用料 24,704円（単身赴任者は13,568円）</p> <p>(2) 駐車場使用料 4,534円（税抜金額とし、請求金額は消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。）</p> <p><u>2 宿舍使用料を改正する場合は、協定書第5条第3項の規定に基づき、改定内容及びその理由を予め連合機関又は機構本部に対して通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設の使用)</u></p> <p>第5条 宿舍の施設の使用について必要な事項は、別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(貸与の対象者)</p> <p>第3条 規則第3条の2第2号に定める貸与の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける有期雇用職員</p> <p>(2) 国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則の適用を受ける継続雇用職員</p> <p><u>(3) 前各号以外で学長が特に認めた者</u></p> <p>〔省略〕</p>